

介護職員初任者研修学則

事業者名称	株式会社 Sun Care Link
代表者職氏名	代表取締役 北島 香苗
資本金	500 万円
主たる事業所の所在地	愛知県一宮市北方町曾根字村裏西 1 5 番地 TEL 0586-86-8547 FAX 0586-85-6110
問い合わせ先	株式会社 Sun Care Link 常務取締役 栗田 顕範
開講の目的	介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。
研修の名称	介護職員初任者研修
実施場所 (講義)	チアフル小牧 〒485-0057 愛知県小牧市小木西 2 丁目 1 7 1 番地 (2 階会議室) TEL 0568-73-7620 FAX 0568-73-7621 チアフル浅井 〒491-0101 愛知県一宮市浅井町尾関字西五輪 2 6 (1 階ホール) TEL 0586-51-9082 FAX 0586-51-9083
研修期間	別添「研修日程表」のとおりとする。
カリキュラム及び使用する教材	<カリキュラム> 別添「カリキュラム」のとおりとする。 <使用する教材> 介護のしごとの基礎 第 4 版 (介護職員初任者研修テキスト) 中央法規出版 自立に向けた介護の実際 第 3 版 (介護職員初任者研修テキスト) 中央法規出版
講師氏名及び職名	別添「講師一覧」のとおりとする。
講義の方法	通学形式
研修修了の認定方法及び免除科目	<研修修了の認定方法> カリキュラム 9. ところとからだのしくみと生活支援技術 (6) から (11) 及び (14) の演習については、講師による技術度合いの評価を行う。 全科目の研修修了後、1 時間程度の筆記試験により修了評価を行う。 理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。 認定基準 (100 点を満点評価とする) A = 90 点以上、B = 80 ~ 89 点、C = 70 ~ 79 点、D = 70 点未満

<保有する資格等により免除できる科目及び一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修について>

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

ア 対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目

1. 職務の理解 (6時間)

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修(以下「居宅介護従業者養成研修」という。)の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目

7. 認知症の理解 (6時間)を除く全科目

(3) 生活援助従事者研修を修了している者

ア 免除できる科目

5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)

6. 老化の理解 (6時間)

8. 障害の理解 (3時間)

イ 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

1. 職務の理解 (6時間→4時間)

2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間→3時間)

3. 介護の基本 (6時間→2時間)

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間→6時間)

7. 認知症の理解 (6時間→3時間)

9. こころとからだのしくみと生活支援技術

I. 基本知識の学習 (10~13時間→2.5~5.5時間)

II. 生活支援技術の講義・演習 (50~55時間→35.5~40.5時間)

III. 生活支援技術演習 (10~12時間→8~10時間)

10. 振り返り (4時間→2時間)

	<p>(4) 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)基礎講座及び入門講座を修了している者</p> <p>ア 免除できる科目</p> <p>3. 介護の基本 (6時間)</p> <p>6. 老化の理解 (6時間)</p> <p>7. 認知症の理解 (6時間)</p> <p>8. 障害の理解 (3時間)</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了している者</p> <p>ア 免除できる科目</p> <p>7. 認知症の理解 (6時間)</p> <p>(6) 訪問介護に関する三級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)」による改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。)を修了している者</p> <p>ア 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目</p> <p>1. 職務の理解 (6時間→3時間)</p> <p>2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間→6時間)</p> <p>9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間→68時間)</p>
募集時期	令和7年3月19日～令和7年4月1日(定員になり次第募集締め切り)
受講資格	16歳以上の心身ともに健康な者
受講定員	15名
受講手続	当社指定の申込書用紙に必要事項を記入・入力し、持参及び郵送により申し込む。ただし、定員に達した場合は受付終了とする。
授業料、実習費など受講者が負担すべき費用	<p>一括払 121,000円(税込)テキスト代含む (内、テキスト代 5,500円)</p> <p><受講料の割引制度について> グループ会社従業員及び特定技能1号外国人の場合、申請者には受講料から100,000円(税込)を限度に割引く。</p>
研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講に係る費用等の取扱い	やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内に同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う(6,500円/回・税込み)。

<p>研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等</p>	<p><研修延期の場合> 新たなる日程を示し、講座を開くものとする。但し、日程等により受講が困難と思われる場合、受講生の申し出により受講料を全額返金するものとする。</p> <p><研修中止の場合（事業廃止等による講座途中での中止の場合も含む）> 受講料を全額返金するものとする。 出願状況によっては不開講となる場合があり、また開催月が変更になることがあるが受講生の申し出により受講料を全額返金するものとする。</p> <p><苦情等に対する対応等> 苦情処理のための窓口を事業所に設け対応にあたるものとし、責任者は 常務取締役 栗田 顕範 とする。</p>
<p>個人情報の取扱いについて</p>	<p>当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。</p>
<p>研修修了者名簿が知事に提出され管理される旨の記載</p>	<p>研修修了者は愛知県の管理する介護員養成研修修了者名簿に記載され管理される。</p>
<p>本人確認について</p>	<p>本人確認は、初回の講義時次に掲げるいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出 ・ 住民基本台帳カードの提示 ・ 在留カード等の提示 ・ 健康保険証の提示 ・ 運転免許証の提示 ・ パスポートの提示 ・ 年金手帳の提示 ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示 ・ マイナンバーカード表面の提示
<p>その他研修受講に係る重要事項</p>	<p>受講申込手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受ける。解約精算については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教材受領後 8 日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適用し、受講生へ受講料全額の返還を行う。</p> <p>(2) クーリングオフ期間を経過したあとに受講契約を解除する場合、原則として受講料の返還は行わない。ただし、初回通学日の前日までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料 15,000 円（税込）を除いた受講料の返還を行う。</p>

<遅刻・早退・欠席者の取り扱い>

やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ること。
尚、30分以上遅刻・早退した場合は欠席とする。

<受講の取消し>

次に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
2. 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者
3. 他の受講生の学習を著しく妨げる者
4. 自力で演習内容を行うことができない者
5. その他、事業者が不相当とみなした者

<著作権について>

本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対し次のとおり 禁止する。

1. 著作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
2. 方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。